

## **[事案 30-115] がん手術給付金支払請求**

・平成 30 年 12 月 25 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款に定める支払理由に該当しないとして支払いを拒否されたことを不服として、がん手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主な主張>**

胃消化管間質腫瘍（胃 GIST）で入院し、腹腔鏡下胃局所切除術の手術を受けたので、平成 19 年 1 月に代理店を通じ契約したがん保険にもとづき給付金の支払いを請求したところ、がんではないことを理由に手術給付金が支払われなかった。以下の理由により、手術給付金および支払遅延利息を支払ってほしい。

- (1) 入院給付金が支払われ、手術給付金は支払われないのはおかしい。
- (2) 胃 GIST は国立がん研究センター発行の小冊子でがんとされている。
- (3) 腫瘍径が小さいから良性であると断定することは医学的に困難とされている。
- (4) 手術から時間が経ってから転移が見つかる場合がある。
- (5) がんと診断されたら保障されるという触れ込みで契約し、このような場合に給付金が支払われないことの説明はなかった。

### **<保険会社の主張>**

約款上、胃 GIST は給付金の支払対象外であるので、申立人の請求に応じることはできない。なお、当社が入院給付金を支払ったことはない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、入院給付金の取扱いは手術給付金の支払判断に影響するものではなく、本手術の理由となった胃 GIST が約款上の手術給付金の支払対象となる疾病に該当するとは認められず、保険会社に不十分な説明があったとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。